

**相続税・贈与税の税額表** (平成27年 1月 1日以後)

**I. 相続税**

1. 遺産に係る基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

2. 相続税の速算表

各取得部分の適用金額		税率	控除額
1千円以上	1千万円以下	10%	－万円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

**II. 贈与税**

1. 暦年課税の贈与

(1) 贈与税の基礎控除額

① 通常

年110万円 (平成13年度より。平成12年度までは年60万円)

② 配偶者控除

最高限度2,000万円

(2) 贈与税の速算表

基礎控除等後の課税価格		一般		直系尊属から受贈者20歳以上	
		税率	控除額	税率	控除額
1千円以上	200万円以下	10%	－万円	10%	－万円
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円		
400万円超	600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超				55%	640万円

2. 相続時精算課税の贈与

(1) 特別控除額

最高限度額 2,500万円 ※

※ なお、前年までに特別控除額を使用した場合は、2,500万円から既に使用した額を控除した金額がその年の特別控除額となります。

(2) 税率

特別控除額を超える部分について一律 20%

※ 「相続時精算課税」を一旦選択すると、その選択に係る贈与者から受ける財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用されることになります。「暦年課税」へ変更することはできないことにご留意！